

運委参第448号

平成24年11月30日

株式会社喜多組

代表取締役 殿

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘

引船第十二喜多丸転覆事故に係る勧告について

本事故は、輪島港において、北北東～北東風約10m/s及び波高約3mの状況下、みうらが出港作業中、第十二喜多丸が第八喜多丸と共にみうらの出港支援のえい航作業中、第十二喜多丸が、みうらの船首部にえい航索を取ってえい航していたところ、第十二喜多丸のえい航索張力が復原力を超えたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、引船のえい航作業の安全を確保するため、貴社に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項に基づき、下記のとおり勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、講じた措置についての報告を求める。

記

貴社は、引船のえい航作業の安全確保のため、次の措置を講ずること。

- (1) えい航フックの点検整備を行い、操作訓練を行うこと。
- (2) 乗組員に対してえい航作業時の救命胴衣などの装備の適切な装着の指導を行うこと。